

## 賃貸借機器仕様書

市立宇和島病院における医療機器等の賃貸借について、市立宇和島病院を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり仕様を定め賃貸借を行う。

### 記

#### 第1 対象機器

別紙「医療機器一覧」のとおり

#### 第2 賃貸借期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

#### 第3 賃貸借費用について

本体、搬入・据付・配線・配管・調整等、通常に使用できるためのすべての費用を含む。

また、契約終了後の撤去費用も乙が負担するものとする。

ただし、この機器を使用しての治療・手術等をする際に必要な消耗品等の費用は含まない。

#### 第4 保守について

1 乙は、甲が物件を常に安全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、それに要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、装置の保守方法について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### 第5 支払い方法

月払い。検査後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

#### 第6 損害賠償

乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

#### 第7 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、その都度決定する。